

[異常時通報連絡の公表文（様式 1 - 2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常について
（令和 6 年 3 月分）

R 6 . 4 . 10

原子力安全対策推進監

電話番号 089-912-2352

- 1 令和 6 年 3 月に、安全協定に基づき四国電力株式会社から県へ通報連絡があった異常は次のとおりですので、お知らせします。

県の公表区分	異常事項	発生日月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
A	作業員の負傷 （共用設備）	6 . 3 . 11	<p>伊方発電所内で使用する重機の配送員が、発電所への配送作業終了後、発電所外の作業現場で腰の痛みを感じたため病院を受診したと、伊方発電所の工事請負会社より連絡を受けた。</p> <p>当該配送員は、伊方発電所構内の工事で使用する重機の配送作業中に重機から転落し、その際は痛みがなかったものの、発電所外の作業現場にて痛みを感じたため受診したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識の有無：有 ・計画外被ばくの有無：無 ・汚染の有無：無 <p>その後、当該配送員は病院での診察の結果「右腸骨骨折、左恥坐骨骨折」と診断され、労働災害における 4 日以上の上の休業となった。</p>	外	○ （労働安全衛生法）	公表済
A	燃料取替用水タンクポンプ出口ライン弁からのほう酸水の漏えい （2号機）	6 . 3 . 14	<p>伊方発電所 2 号機は廃止措置中のところ、運転員が燃料取替用水タンクポンプ出口ライン弁からほう酸水が析出し床下まで滴下していることを確認した。</p> <p>なお、本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。</p> <p>その後、現場を確認した結果、当該弁や配管、床面にほう酸の析出はあったものの、連続的なほう酸水の漏えいはないことを確認した。</p> <p>析出したほう酸の拭き取りを実施し、当該弁の弁蓋と弁箱の合わせ面からほう酸水が漏えいした跡があることを確認した。</p> <p>このため、当該部のボルトの増し締めを行い、燃料取替用水タンクポンプを運転し、漏えいがないことを確認した。</p> <p>なお、漏えいしたほう酸水の放射能量は検出限界値未満であり、漏えい量は、約 150 ミリリットルと推定した。</p> <p>また、当該弁の分解点検を実施したところ、弁の構成部品であるダイヤフラムに傷があることを確認したため、当該部品の取替えを実施した。</p>	内	×	公表済

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
			その後、燃料取替用水タンクポンプを運転し、漏えいがないことを確認したことから、通常状態に復旧した。 今後、詳細を調査する。			
C	作業員の負傷 (3号機)	6.3.26	伊方発電所で従事している作業員より、特重建屋にて業務中に階段で転倒し、その際は痛みがなかったが、翌朝になって膝の痛みを感じたため病院を受診するとの連絡があった。 ・意識の有無：有 ・計画外被ばくの有無：無 ・汚染の有無：無 当該作業員は病院で診察を受け、「左外傷性変形性膝関節症」と診断された。 その後、当該作業員は入社せず帰宅し、3月29日に入社した。	外	×	今回公表

2 外部への放射能漏れや周辺環境放射線への影響はありませんでした。